

規約の一部改正(案)

規約の一部改正(案)の趣旨

この会則改正(案)は、組織の中の6部のうち「高齢者部」を次の趣旨で「見守り部」と改正したい。

「見守り活動を高齢者だけに限定するのではなく、より幅広い年齢層に対しての活動としたい」

現 行

中里北部地区社会福祉協議会会則

(組 織)

第 8 条 本会は、第3条の事業を遂行するために次の部を置く。

- | | |
|--------------|----------|
| ①渉外部 | ④すこやか食事部 |
| <u>②高齢者部</u> | ⑤ふれあい部 |
| ③青少年部 | ⑥広報部 |

(付 則)

第 17 条 この会則は、昭和62年 3月24日より施行する。

- (ア) 平成元年8月5日一部改正。
(イ) 平成4年6月13日一部改正。
(ウ) 平成7年5月20日一部改正。
(エ) 平成8年6月15日一部改正。
(オ) 平成21年5月16日一部改正。
(カ) 平成22年5月15日一部改正。

細 則

昭和62年3月24日施 行
平成7年5月20日一部改正
平成8年6月15日一部改正
平成21年5月16日一部改正
平成24年5月12日一部改正

(部)

第 4 条 会則第8条第3項に基づく部の活動方針等は、次の通りとする。

- ①渉外部
②高齢者部
③青少年部
④すこやか食事部
⑤ふれあい部
⑥広 報 部

以 上

改 正 (案)

中里北部地区社会福祉協議会会則

(組 織)

第 8 条 本会は、第3条の事業を遂行するために次の部を置く。

- | | |
|--------------|----------|
| ①渉外部 | ④すこやか食事部 |
| <u>②見守り部</u> | ⑤ふれあい部 |
| ③青少年部 | ⑥広報部 |

(付 則)

第 17 条 この会則は、昭和62年 3月24日より施行する。

- (ア) 平成元年8月5日一部改正。
(イ) 平成4年6月13日一部改正。
(ウ) 平成7年5月20日一部改正。
(エ) 平成8年6月15日一部改正。
(オ) 平成21年5月16日一部改正。
(カ) 平成22年5月15日一部改正。
(キ) 令和2年5月9日一部改正。

細 則

昭和62年3月24日施 行
平成7年5月20日一部改正
平成8年6月15日一部改正
平成21年5月16日一部改正
平成24年5月12日一部改正
令和2年5月9日一部改正

(部)

第 4 条 会則第8条第3項に基づく部の活動方針等は、次の通りとする。

- ①渉外部
②見守り部
③青少年部
④すこやか食事部
⑤ふれあい部
⑥広 報 部

以 上